

茅葺き建物等支援・普及事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国有数の茅葺き建物が現存する北区ならではの魅力である「茅葺き建物」等が保全・継承されることを目的に、市民が主体となって実施する支援・普及活動に要する経費の一部を助成することについて必要な事項を定める。

(助成金の交付対象及び助成金額等の決定)

第2条 助成金の交付対象は、次の各号に掲げる北区で行われる事業で、北区長(以下「区長」という。)が特に必要と認めたもの(以下「助成対象事業」という。)とする。

(1) 茅葺き建物等の保全・継承に関する講習会、学習会、見学会、講演会等の開催

(2) 茅場育成(面積1,000㎡以上)、茅刈体験

2 (2)については、(1)と合同で実施するなど、公共性の高いものに限る。

3 区長は、前項の助成対象事業の実施に要する経費の一部を助成するものとし、その助成対象事業に関して北区が計上している予算の範囲内において助成金額等を決定する。但し、助成金額は対象経費の2分の1(1円未満切り捨て)以内とし、その上限は20万円とする。助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

4 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 助成対象事業に必要な備品・消耗品の購入費用

(2) パンフレット・チラシ等の印刷、発送等に要する費用

(3) 会場設営費用、機材等の借受経費

(4) 講師等への謝礼金

(5) 講師や活動スタッフの交通費

(6) 茅葺き建物の保全や茅葺き屋根の修繕に要する費用

(7) その他事業開催に伴い必要とされる経費

5 助成対象事業に関して、北区が計上している予算の範囲内において助成金額等を決定する。

(助成金の交付申請)

第3条 前条の助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)並びに助成対象事業に係る事業計画書及び収支予算書その他必要書類を、区長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請は、1事業主体あたり同一年度内1回までとする。

(助成金の交付決定)

第4条 区長は、内容を審査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行うものとする。

2 区長は、交付決定を行う場合において、当該助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

3 区長は、交付決定の内容及びこれに附した条件を、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(助成対象事業の内容等の変更)

第5条 前条第3項の通知を受けた者(以下「助成対象事業者」という。)は、助成対象事業の内容等を変更するときは、速やかに区長に届出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽

微な事項については、この限りではない。

(助成対象事業の状況報告)

第6条 助成対象事業者は、区長から助成対象事業の遂行及び収支の状況の報告を求められたときは、遅滞なく当該報告に必要な書類を提出しなければならない。

(是正命令)

第7条 区長は、助成対象事業が交付決定の内容又はこれに附した条件にしたがって遂行されていないと認めるときは、助成対象事業者に対し、適切に当該助成対象事業を遂行することを求めることができる。

2 前項の規定は、第6条に規定する報告があった場合に準用する。

(助成金の交付)

第8条 助成対象事業者は、助成対象事業終了後すみやかに、事業実績報告書(様式第3号)を区長に提出するものとする。

2 区長は前項の事業実績報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書(様式第4号)により通知する。

3 区長は、助成対象事業者の助成金交付請求書(様式第5号)による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

(助成金の概算払の請求)

第9条 第4条1項の交付決定後、助成事業終了前に助成金を交付しなければならない特段の事情があると区長が認める場合には、前条の規定にかかわらず、概算払を受けることができるものとする。その際、助成対象事業者は第4条の交付決定日から1ヶ月以内に、助成金概算払請求書(様式第6号)を区長に提出すること。なお、助成対象事業者は、助成対象事業終了後すみやかに、事業の実績報告書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の請求内容が適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(概算払における助成金の精算)

第10条 区長は、助成金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、第8条の事業実績報告書等受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

2 助成対象事業者は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 区長は、助成対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- (4) 虚偽の方法により、交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき

(助成金の経理)

第12条 助成対象事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、

その経理を助成対象事業者の他の経理と明確に区分しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の帳簿及び助成対象事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を保存しなければならない。

3 区長は前2項の助成対象事業に係る帳簿、伝票類等を調査することができる。

(事情の変更)

第13条 区長は、交付決定後に天災地変その他特別の事情が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年7月27日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年3月6日から施行する。